

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 民生委員の定数に関する条例（平成26年岩手県条例第91号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
民生委員法（昭和23年法律第198号）第 4 条第 1 項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。		民生委員法（昭和23年法律第198号）第 4 条第 1 項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。	
市町村	定 数	市町村	定 数
宮古市	<u>203人</u>	宮古市	<u>235人</u>
大船渡市	<u>102人</u>	大船渡市	<u>118人</u>
花巻市	<u>220人</u>	花巻市	<u>246人</u>
北上市	<u>181人</u>	北上市	<u>201人</u>
久慈市	<u>120人</u>	久慈市	<u>136人</u>
遠野市	<u>96人</u>	遠野市	<u>114人</u>
一関市	<u>358人</u>	一関市	<u>390人</u>
陸前高田市	<u>67人</u>	陸前高田市	<u>83人</u>
釜石市	<u>131人</u>	釜石市	<u>147人</u>
二戸市	<u>96人</u>	二戸市	<u>110人</u>
八幡平市	<u>99人</u>	八幡平市	<u>106人</u>
奥州市	<u>291人</u>	奥州市	<u>323人</u>
滝沢市	<u>92人</u>	滝沢市	<u>98人</u>
岩手郡雫石町	<u>57人</u>	岩手郡雫石町	<u>60人</u>
岩手郡葛巻町	<u>42人</u>	岩手郡葛巻町	<u>45人</u>

岩手郡岩手町	<u>54人</u>
紫波郡紫波町	<u>80人</u>
紫波郡矢巾町	<u>48人</u>
和賀郡西和賀町	<u>37人</u>
胆沢郡金ヶ崎町	<u>35人</u>
西磐井郡平泉町	<u>24人</u>
気仙郡住田町	<u>32人</u>
上閉伊郡大槌町	<u>45人</u>
下閉伊郡山田町	<u>70人</u>
下閉伊郡岩泉町	<u>69人</u>
下閉伊郡田野畑村	<u>22人</u>
下閉伊郡普代村	<u>12人</u>
九戸郡軽米町	<u>36人</u>
九戸郡野田村	<u>15人</u>
九戸郡九戸村	<u>20人</u>
九戸郡洋野町	<u>56人</u>
二戸郡一戸町	<u>63人</u>

岩手郡岩手町	<u>57人</u>
紫波郡紫波町	<u>83人</u>
紫波郡矢巾町	<u>51人</u>
和賀郡西和賀町	<u>39人</u>
胆沢郡金ヶ崎町	<u>37人</u>
西磐井郡平泉町	<u>26人</u>
気仙郡住田町	<u>34人</u>
上閉伊郡大槌町	<u>48人</u>
下閉伊郡山田町	<u>73人</u>
下閉伊郡岩泉町	<u>72人</u>
下閉伊郡田野畑村	<u>24人</u>
下閉伊郡普代村	<u>14人</u>
九戸郡軽米町	<u>38人</u>
九戸郡野田村	<u>17人</u>
九戸郡九戸村	<u>22人</u>
九戸郡洋野町	<u>59人</u>
二戸郡一戸町	<u>66人</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 民生委員の定数に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">市町村</td> <td style="width: 50%;">定数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	市町村	定数	[略]		<p>民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">市町村</td> <td style="width: 50%;">定数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	市町村	定数	[略]	
市町村	定数								
[略]									
市町村	定数								
[略]									

北上市	<u>201人</u>
[略]	
滝沢市	<u>98人</u>
[略]	
紫波郡矢巾町	<u>51人</u>
和賀郡西和賀町	<u>39人</u>
[略]	

北上市	<u>206人</u>
[略]	
滝沢市	<u>99人</u>
[略]	
紫波郡矢巾町	<u>53人</u>
和賀郡西和賀町	<u>38人</u>
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。